

令和3年度第1回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 令和3年5月

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催による実施)

2 議 事

(1) 国民健康保険運営方針で目標設定した事業の取組状況について

- ・ 資料1に基づき、埼玉県国保運営方針に目標設定した項目の取組内容について説明。
- ・ 埼玉県国保運営方針で設定している目標のうち、「保険税の徴収の適正な実施」、「保険給付の適正な実施」、「医療費の適正化」について、取組を定期的に把握・分析するため市町村に照会をしている。

(2) ワーキンググループの設置について

- ・ ワーキンググループについては、埼玉県国民健康保険運営推進会議設置要綱(資料2-2)第5条で規定している。
- ・ これに基づき、本県では①財政運営ワーキンググループ②事務処理標準化ワーキンググループ③保健事業ワーキンググループの3つを設置している。
- ・ 資料2-1は、各ワーキンググループの構成団体、職位、任期、協議事項、選出方法をまとめたものであるが、前回までの構成団体の任期が令和3年3月31日で満了となったため、令和3年度以降(令和6年3月31日まで)のワーキンググループの構成団体について本推進会議において定める必要がある。
- ・ 令和3年度以降の各ワーキンググループの構成メンバー(案)については、資料2-1の最下段のとおりとした。
- ・ これは、各市町村の参加意向を参考に、地域や被保険者数等のバランスを考慮して県が選出したものである。
- ・ 本案に承認いただいた場合は、6月以降随時各ワーキンググループを開催し、必要な事項の協議を行っていくことになる。
- ・ なお、各ワーキンググループの進捗状況については、推進会議において随時報告を行う。

(3) 今後のスケジュールについて

- ・ 資料3に基づき、今後のスケジュールについて説明。令和2年度第5回国保運営推進会議において提示したもからの変更点は、各ワーキンググループ及び第1回運営推進会議の開催時期のみである。

(4) その他(国民健康保険財政の安定化に向けた取組について)

- ・ 第2期国保運営方針において、段階的に保険税水準の統一を目指すこととしている。
- ・ 保険税水準の統一にあたっては、令和9年度の準統一の段階で「削減・解消すべき赤字」のみならず決算補填等目的以外を含めた「すべての法定外繰入れ」を解消していかなければならない。つまり、令和8年度までにすべて解消することが必要である。

- ・ 解消に向けては財源を拠出する側である一般会計サイドとも今一度問題意識を共有する必要があるのではないかと考えている。
- ・ そこで、当課から各市町村の財政担当課長に対し直接、法定外繰入れの解消を図られたい旨の通知を発出したいと考えている。
- ・ なお、文案は、令和2年度第6回財政運営ワーキンググループにおいて、法定外繰入れ削減・解消に向けた取組の一つとして提案した際の意見を踏まえて作成したものである。

※ 上記議題について資料送付

※ 市町村等からの質問・意見は別紙のとおり

令和3年度 第1回国民健康保険運営推進会議の意見・質問に対する回答

NO.	議題	質問・意見	回答
1	(4) 国民健康保険財政の安定化に向けた取組について	<p>第2期県運営方針が策定され、法定外繰入金の段階的な解消、保険料率の統一が大きな柱として打ち出されている。国の策定要領、法改正においても同様の趣旨が強化されるものと理解している。この法的な根拠、市国保の拘束力を伺いたい。</p> <p>現状では、R3については、コロナにおける被保険者所得の減少を理由として、保険税収入の減少が見込まれる中、多くの県内市町村で法定外繰入金が増額されており、保険税の増額改定を行っている市町村は少ない。また、県の示す標準保険税率に基づいた税率設定を行っている市町村も少ないと思われる。各市町村においては、総論賛成、各論反対という意味なのか。県運営方針でも、最終的には市町村の税条例で改正しないといけないため、現状と同様に参考程度でよいのか。市運協においては、法定外繰入を減少しても保険者努力支援で数百万円しか増額されないならば、一般会計から法定外繰入金を受けたほうが良いという意見もある。</p> <p>現行では、R8, 9年度以降、総論としては賛成しつつ、当市は独自の税率設定(4方式、法定外あり、市で税率設定)を行っていくことも検討することもあり得る。</p>	<p>国は、納付金等算定ガイドラインにおいて、将来的に保険税水準の統一を目指すこととしている。令和3年度分の保険者努力支援制度の評価指標には、保険税水準の統一に向けた取組に関する指標が追加された。さらに、令和6年度施行で国民健康保険法に都道府県国保運営方針の記載事項として保険税水準の統一を位置づけるための法律改正案が国会で審議されているところ。</p> <p>国民健康保険法では、「市町村は、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める」こととされているが、運営方針に基づく取組が不十分であってもペナルティーはない。また、保険税水準が統一されても、保険税率は市町村が条例により設定することに変更はなく、市町村議会の議決を経ることとなるため、最終的な決定権限は市町村に残る。</p> <p>とはいえ、保険税水準の統一については、市長会、町村会からの要望を踏まえ、県と市町村の丁寧な議論を経て、運営方針に追加したものであるため、実現に向けた取組について御理解を賜りたい。</p> <p>統一に当たっては、税率の引上げや課税方式の変更など、議決を要する事項もあることから、議会に理解を求めていく必要がある。また、被保険者の急激な負担を防ぐためにも一定の期間を設け、徐々に変更することが必要な市町村もあることから、準統一を令和9年度とした。準統一には、法定外繰入の解消も不可欠なため、現状を分析の上、計画的な削減をお願いしたい。</p>
2	(4) 国民健康保険財政の安定化に向けた取組について	<p>法定外一般会計繰入を解消するには、税制改正や医療費適正化の更なる推進を図ることが必要だが、医療費適正化の諸取組を進めたとしても、赤字の解消となるほどの効果は不透明である。コロナの影響を考慮すると、税制改正を実施した場合には、被保険者の負担増を極力抑えなければならないと考える。</p> <p>国の基準では決算補填等以外の目的の法定外繰入は解消すべき赤字とされてない一方で、税の統一を実現するためには、法定外繰入を一律に解消しなければ制度が成り立たないことは理解できるが、全ての法定外繰入を解消することとなると、被保険者への多大な負担を必要とする自治体もあると考える。市町村の立場からすれば、市民の生活を守ることが重要な課題であるので、国・県の交付金や事業費納付金の算定のなかで、決算補填目的以外の法定外繰入を補填する新たな財政支援などをご検討願いたい。</p>	<p>法定外繰入の解消には、収納率の向上や特別交付金(県繰入金・保険者努力支援)による歳入増、医療費や給付の適正化による歳出削減に加え、税制度の見直しが必要である。このため、現状を分析し、令和8年度までの解消に向け、計画的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>県の財政支援については、特別交付金(県繰入金)の配分基準の見直しなど、財政運営WG等で検討していきたい。なお、国保財政基盤の拡充はナショナルミニマムとして国が責任をもって対応すべきであるので、国庫負担の引上げなどについて、引き続き要望していく。</p>